

【参考】厚生労働省 医療計画の見直し等に関する検討会

「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」（令和2年12月15日）資料より抜粋

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方①

（令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会）

1. 新興感染症等の感染拡大時における体制確保（医療計画の記載事項追加）

- 新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも大きな影響（一般病床の活用等）
- 機動的に対策を講じられるよう、基本的な事項について、あらかじめ地域の行政・医療関係者の間で議論・準備を行う必要

医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加

- 詳細（発生時期、感染力等）の予測が困難な中、速やかに対応できるよう予め準備を進めておく点が、災害医療と類似
⇒ いわゆる「5事業」に追加して「6事業」に
- 今後、厚生労働省において、計画の記載内容（施策・取組や数値目標など）について詳細な検討を行い、「基本方針」（大臣告示）や「医療計画作成指針」（局長通知）等の見直しを行った上で、各都道府県で計画策定作業を実施
⇒ 第8次医療計画（2024年度～2029年度）から追加

◎ 具体的な記載項目（イメージ）

【平時からの取組】

- 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
（感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備）
- 感染拡大時を想定した専門人材の確保等
（感染管理の専門性を有する人材、重症患者に対応可能な人材等）
- 医療機関における感染防護具等の備蓄
- 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

【感染拡大時の取組】

- 受入候補医療機関
- 場所・人材等の確保に向けた考え方
- 医療機関の間での連携・役割分担
（感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間での応援職員派遣等） 等

※ 引き続き、厚生科学審議会感染症部会等における議論の状況も踏まえつつ、記載項目や、施策の進捗状況を確認するための数値目標等について、具体化に向け検討。

◎ 医療計画の推進体制等

現行の取扱いに沿って、各都道府県に対し、地域の実情に応じた計画策定と具体的な取組を促す

- 現行の医療法
 - ・ あらかじめ都道府県医療審議会で協議
 - ・ 他法律に基づく計画との調和
- 現行の医療計画作成指針（局長通知）
 - ・ 都道府県医療審議会の下に、5疾病5事業・在宅医療ごとに「作業部会」、圏域ごとに「圏域連携会議」を設置
 - ・ 作業部会、圏域連携会議、地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携を推進
 - ・ 圏域については、従来の二次医療圏にこだわらず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定

【参考】厚生労働省 医療計画の見直し等に関する検討会

「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」（令和2年12月11日）資料より抜粋

Ⅱ. 外来機能の明確化・連携について

1. 現状及び課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行により、我が国の医療については、入院、外来とも、大きな影響を受けており、まず、新型コロナウイルス感染症への対応を最重要の課題として取り組むことが必要である。

- 外来医療については、新型コロナウイルス感染症による患者の受診控えが生じており、新型コロナウイルス感染症による需要と供給への影響が短期的なものか継続的なものか注視する必要があるが、中長期的には、地域の医療提供体制は、人口減少や高齢化等により、地域差を伴いながら「担い手の減少」と「需要の質・量の変化」という課題に直面している。都市部では外来需要が増加する一方、多くの地域では外来需要が減少していくことが見込まれる。また、これまで入院で提供されていた医療が外来でも提供されるようになっており、外来医療の高度化も進展している。このような地域の外来を取り巻く状況の変化に対応して、地域で限られた医療資源をより効果的・効率的に活用し、不足する医療機能の確保など、質の高い外来医療の提供体制を確保・調整していくことが課題となっている。

- また、高齢化の進展により、複数の慢性疾患を抱える高齢者が増加する中で、かかりつけ医機能を担う医療機関において、予防や生活全般に対する視点も含め、継続的・診療科横断的に患者を診るとともに、必要に応じて適切に他の医療機関に紹介するなど、かかりつけ医機能を強化していくことが課題となっている。新型コロナウイルス感染症への対応でも、高齢者や基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いと報告されており、生活習慣病等に継続的・総合的に対応する、かかりつけ医機能の重要性は高い。

【参考】厚生労働省 医療計画の見直し等に関する検討会

「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」（令和2年12月11日）資料より抜粋

- 地域において主にかかりつけ医機能を果たし、地域包括ケアシステムの一翼を担っている医療機関があり、医療機能情報提供制度もあるが、患者の視点から見れば、医療機関の選択に当たり、外来医療の機能について情報が十分得られている状況とは言えない。また、患者にいわゆる大病院志向がある中で、再診患者の逆紹介が十分に進んでいないこと等により一定の医療機関において外来患者が多くなり、患者の待ち時間の長さや勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 新型コロナウイルス感染症に対応する中でも、地域の医療機関が役割分担・連携して必要な医療を面として提供することの必要性が改めて明らかになったところである。これまで、入院医療については、病床機能を明確化し、機能分化・連携を進め、地域で質が高く効率的な医療提供体制を構築するための取組を重ねてきたが、地域の医療全体を視野に入れ、外来医療や在宅医療も合わせて取り組む必要がある。
- 地域包括ケアシステムを推進する中、在宅医療の体制構築は、医療計画や介護保険事業(支援)計画等により進められているが、外来機能の明確化・連携については、これまで医療関係者の自主的な取組が進められてきたものの、地域によっては取組が進んでいないところもあり、これをさらに進めていくことが重要である。
- 外来機能は多様である一方、これまでデータを含めて、議論の蓄積が少ない。データの蓄積・分析には一定の時間を要するため、外来医療に関するデータを収集する仕組みを構築するとともに、地域の実情に応じた議論を進めるなど、地域において外来機能の明確化・連携を進めていくための仕組みが必要である。
- また、今後、外来医療に関するデータの蓄積・分析を行い、外来機能とは何かという本質的な議論を深めていくことにより、外来機能全体のあるべき姿を明らかにしていく必要がある。

2. 具体的方策・取組

(1) 全体の枠組み

- 人口減少や高齢化等により地域ごとに「担い手の減少」と「需要の質・量の変化」が進み、外来医療の高度化等も進んでいく中で、入院医療とともに、外来医療についても議論を進めていくことが必要である。その際、地域で限られた医療資源のより効果的・効率的な活用に資すること、病床機能報告・地域医療構想に取り組んできた入院医療と関連が高いこと等を踏まえ、紹介患者を基本とする外来として、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に着目して、地域における外来機能の明確化・連携を図るとともに、かかりつけ医機能の強化を併せて議論することは、今後、外来医療全体の在り方について議論を進めていくために必要な第一歩である。
- 地域において外来機能の明確化・連携を進めていくため、各医療機関から都道府県に「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する医療機能を報告することにより、地域ごとに、どの医療機関で、どの程度、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）が実施されているかについて明確化を図った上で、その報告を踏まえ、地域における協議の場において、各医療機関の自主的な取組等の進捗状況を共有し、また、地域における必要な調整を行うこととする。
- その際、患者に対する分かりやすさの観点や地域での協議を進めやすくする観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）を地域で基幹的に担う医療機関を明確化する。これにより、
 - ・ 患者において、どの医療機関が紹介を受けて受診し、逆紹介で地域に戻ることになる医療機関が分かりやすくなること
 - ・ 地域の医療関係者において、紹介患者への外来を基本として、状態が落ち着いたら逆紹介により再診患者を地域に戻す役割となる医療機関についての認識の共有が図られること
 - ・ 自治体・保険者において、患者に外来医療のかかり方を周知・説明しやすくなることとなり、地域における患者の流れがより円滑になり、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に資すると期待される。
- 今回の地域において外来機能の明確化・連携を進めていくための仕組みは、これまで外来医療に関するデータや議論の蓄積が少ない中での取組の第一歩であり、今後の地域における取組や外来医療のデータ分析等を踏まえ、引き続き改善を図っていく必要がある。

【参考】厚生労働省 医療計画の見直し等に関する検討会

「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」（令和2年12月11日）資料より抜粋

(2) 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)

- 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)として、基本的に次の機能が考えられるが、具体的な内容は、今後さらに検討する。(※)
 - ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

※ (2)～(4)において「今後さらに検討する」とした事項については、地域医療の担い手も参画するとともに、患者の立場も考慮した専門的な検討の場において検討する。

- 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)の呼称については、例えば、患者の立場からみた呼称として、紹介状の必要な外来や紹介を基本とする外来ということではないかなどの意見があった。今般の見直しの趣旨を適切に表すことに留意しつつ、国民の理解が得られるよう、国民の分かりやすさの観点から、今後さらに検討する。

【参考】厚生労働省 医療計画の見直し等に関する検討会

「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」（令和2年12月11日）資料より抜粋

(3) 外来機能報告（仮称）

- 地域において外来機能の明確化・連携を進めていくに当たって、データに基づく議論を進めるため、病床機能報告を参考に、各医療機関から都道府県に、外来機能のうち、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する医療機能の報告（外来機能報告（仮称））を行うこととし、これにより、地域ごとに、どの医療機関で、どの程度、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）が実施されているか明確化を図ることとする。
- 外来機能報告（仮称）に当たっては、入院医療と一体的に議論する観点や、医療機関等の負担軽減の観点から、病床機能報告と同様、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用し、国から各医療機関に対して、当該医療機関の「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する実施状況のデータを提供する。各医療機関においては、当該データを確認し、都道府県に、病床機能報告と一体的に「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する実施状況の報告を行うこととする。
なお、外来機能報告（仮称）を行う医療機関の負担軽減のため、将来的に医療機能情報提供制度が全国統一システムとされた場合に医療機能情報提供制度のデータの活用も検討する。
- 外来機能報告（仮称）を行う対象となる医療機関は、制度の趣旨、医療機関の負担、データ集計の負担等にかんがみ、まずは、併せて報告する病床機能報告と同様、一般病床又は療養病床を有する医療機関を基本とし、無床診療所については、一部に、他の医療機関からの紹介患者も含め、高額な医療機器等による検査を集中的に実施する無床診療所もあることを踏まえ、任意で外来機能報告（仮称）を行うことができることとする。
- 外来機能報告（仮称）の具体的な報告事項については、今後さらに検討する。

【参考】厚生労働省 医療計画の見直し等に関する検討会

「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」（令和2年12月11日）資料より抜粋

(4) 地域における協議の仕組み

- 地域における外来機能の明確化・連携に向けて、都道府県の外来医療計画において、現在記載されている外来医療の情報可視化等に加えて、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する医療機能の明確化・連携を位置付ける。外来機能報告（仮称）を踏まえ、地域における協議の場において、不足する医療機能の確保を含め、各医療機関の自主的な取組等の進捗状況を共有し、また、地域における必要な調整を行うこととする。

なお、現在の外来医療計画において、外来医師多数区域の新規開業者に地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとされており、地域で不足する外来医療機能について地域の協議の場で検討するに当たっては、外来機能報告（仮称）によるデータ等を活用することも考えられる。

- 地域における協議の場としては、外来機能の明確化・連携を入院医療と一体的に議論する観点等から、地域医療構想調整会議を活用できることとする。協議に当たっては、医療現場が混乱しないよう配慮しながら、国が可能な範囲で地域ごとの将来の「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）の需要を参考値として示すこととし、地域において、地域の実情に応じてこれを活用することとする。
- 地域における外来機能の明確化・連携を進めていく中で、地域での協議を進めやすくする観点や、国民・患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）を地域で基幹的に担う医療機関を明確化する仕組みを設け、その方法として、外来機能報告（仮称）の中で報告することとする。また、紹介患者への外来を基本とする医療機関であることが患者に分かるよう、広告可能とする。

【参考】厚生労働省 医療計画の見直し等に関する検討会

「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」（令和2年12月11日）資料より抜粋

- 「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）を地域で基幹的に担う医療機関の報告に当たっては、(2)①～③の割合等の国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより、地域の実情を踏まえることができる仕組みとする。
- 「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）を地域で基幹的に担う医療機関の呼称や、国の示す基準は、今後さらに検討する。
- また、診療科ごとの外来医療の分析、紹介・逆紹介の状況の分析等については、地域における協議の場での議論も視野に入れながら、今後さらに検討する。その際、特に、再診患者の逆紹介が適切に進むように配慮することが重要である。
- 病床機能報告・地域医療構想では様々な都道府県知事の権限が設けられているが、外来機能の明確化・連携に関しては、対象医療機関が外来機能報告（仮称）の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は報告徴収又は報告内容是正の命令ができ、これに医療機関が従わない場合はその旨を公表することができることとする。
- 地域医療支援病院は、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る医療機関であり、紹介患者に対する医療提供のほか、医療機器等の共同利用、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修等が要件とされている。一方で、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）を地域で基幹的に担う医療機関については、地域における患者の流れをより円滑にする観点から、特定機能病院や地域医療支援病院以外に、紹介患者への外来を基本として、状態が落ち着いたら逆紹介により再診患者を地域に戻す役割を担う医療機関を明確化するものであり、紹介患者に対する医療提供という観点では役割が一部重複することとなる（なお、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）を地域で基幹的に担う医療機関について、国の示す基準は、今後さらに検討する）。特定機能病院や地域医療支援病院以外であっても、地域の基幹的な医療機関について、紹介患者への外来を基本とする医療機関として明確化されることが重要である。